

Ⅱ 住居を失った離職者を支援する新たなセーフティネットの構築

1 新たなセーフティネットの全体像について（参考1、参考2）

- 平成21年度補正予算案においては、厳しさを増している雇用失業情勢に対応するため、休業、教育訓練等を実施した事業主を対象とする雇用調整助成金の拡充や、地域のさらなる雇用創出のための緊急雇用創出事業（基金）の積み増し等を実施することとしている。
- あわせて、新たなセーフティネットを構築し、離職者の生活及び求職活動を支援するため、職業訓練、再就職、生活、住宅への総合的な支援に取り組むこととしている。

※ 離職者の生活の安定を図り、求職活動を支援することについては、まずは雇用保険制度の失業等給付が基本である。雇用保険制度については、適用範囲の拡大や、受給資格要件の緩和、給付日数の充実など、非正規労働者等に対するセーフティネット機能の強化等を図る改正が行われ、本年3月31日より施行されている。

- すでに、離職に伴い、住居を喪失した者への住居費・生活費の支援として、昨年12月から、就職安定資金融資（低利・就職時の返還免除あり）を実施しているが、これについては、より使いやすくなるよう、逐次、運用が改善されている。
- 加えて、今回の平成21年度補正予算案では、緊急雇用対策として、新たに、離職者のうち雇用保険制度の失業等給付を受給していない者について、職業訓練を受講している期間中の生活保障のための給付と貸付（訓練・生活支援給付（仮称））を創設し、雇用のミスマッチの解消等を図るための能力開発を後押しすることとしている。
- また、雇用保険制度の給付が終わった長期失業者や、住居を失い就職活動が困難となっている者に対しては、民間職業紹介事業者への委託により、再就職支援、住居・生活支援を行うこととしている。

- さらに、上記雇用対策の拡充と一体となって、就職安定資金融資や住宅手当（新設）などを受けるまでの期間の生活費の貸付制度（臨時特例つなぎ資金貸付）を新たに設けるほか、上記の雇用施策の対象とならない離職者（例えば、住居喪失のおそれのある者や、上記雇用対策では就職できない者）の就職活動と住居費・生活費を支援するため、①住宅手当の創設、②生活福祉資金の抜本的見直し（総合支援資金融資の創設等）などの施策を新たに講ずる。

- これらの新たな支援策を就労意欲のある離職者（ボーダーライン層）に対し、いわば「新たなセーフティネット」として実施することで、これまで以上に離職者の再就職の支援及び生活の安心の確保を図ることとしている。

- 加えて、以上のような様々な施策を講じても、なおホームレスとなることを余儀なくされる者が増加するおそれがあるため、借り上げ方式により緊急一時宿泊施設を確保することとしている。

雇用と住居を失った者に対する総合支援策について(案)

現下の厳しい雇用情勢のもと、派遣労働者の雇い止め等により住居喪失する者の増加が更に懸念されることから、雇用対策を中心として、住居を喪失した離職者に対する対策に万全を期することが必要。

このため、以下の取組を通じて、住居を喪失した離職者に対する生活・住宅・就労に係る総合的な支援を実施。

1 住居喪失離職者に対する雇用対策

①全国のハローワークにおける住居確保相談(20年12月から実施中)

- ・安定就職コーナー(187カ所)・キャリアアップハローワーク(5カ所)
- ・住居・就労確保支援員(226人)
- ・社員寮付きの求人紹介

②住居を喪失した者に対する住居費・生活費の貸付(就職安定資金融資)(20年12月から実施中)

- ・住宅入居初期費用:50万円 家賃補助:月6万円(6か月) 生活費等:月15万円(6か月)

★ハローワークが本人に対して融資手続中であることの証明書を発行することにより、本人の賃貸住宅物件の探索を円滑化し入居までの期間短縮を図る(現在は、手続開始から貸付・入居まで1~2週間)

③雇用促進住宅の最大限活用(20年12月から実施中)

- ・全国の雇用促進住宅(空戸3.9万戸)への6ヶ月間の緊急的な入居

★(独)雇用・能力開発機構の中期目標変更(「平成23年度までに1/3の住宅を譲渡・廃止」の削除等)による雇用促進住宅活用の促進

④職業訓練期間中の訓練・生活支援給付の創設(雇用保険非受給者)

- ・給付と貸付により、月20万円程度の支援

⑤住居喪失・就職活動費不足の就職活動困難者(雇用保険非受給者)に対する民間職業紹介事業者による住居・生活・就職支援

- ・緊急人材育成・就職支援基金(仮称)による「就職活動困難者支援事業」
- ・民間職業紹介事業者による3ヶ月の生活・就職支援(支援期間中は住居の提供)

※その他事業主を通じて次の措置を実施

- 離職後、当面の間、社宅への入居を継続できるようハローワークから事業主に対して要請(20年12月から実施中)
- 離職後、当面の間、社宅への入居を継続させた事業主に対して助成(離職者住居支援給付金)
 - ・1人1月あたり4~6万円(最大6か月分)

改善

改善

新規

新規

2 上記雇用対策の対象となり得ない低所得者のうち就職活動を行う者(上記給付等が終了し、なお支援が必要な者を含む)について、補完的に以下の施策を実施。

新規

①住宅手当制度の創設

- ・対象者:住居を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある者を対象
- ・支給要件:就労支援担当者による面接等の支援を受けて、就職活動を行っている者
- ・支給期間:6月間
- ・支給額 :地域ごとに上限額を設定 (生活保護の住宅扶助特別基準に準拠)
例 53,700円(東京都単身者)、69,800円(東京都複数世帯)

改善

②生活福祉資金の抜本的な見直し

- ・総合支援資金(仮称)の創設
継続的な生活相談・支援(家計指導、就労支援等)とあわせて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援
 - 1)一時生活再建費 :60万円以内
 - 2)住宅入居費 :40万円以内
 - 3)生活支援費 :2人以上世帯/月20万円以内(単身/15万円以内)、最長1年間
- ・生活福祉資金貸付の貸付要件の緩和
連帯保証人の要件緩和
※ 連帯保証人を確保することができない場合も生活福祉資金の貸付を受けられるようにする。
貸付利率の低減化(現行、年3%)
※ 連帯保証人を確保した場合は無利率、連帯保証人を確保できない場合は年1.5%に低減
- ・相談体制の強化
市町村ごとに利用者の相談にきめ細かく応じられるよう、貸付窓口の体制を強化する。

新規

3 公的給付等による支援を受けるまでの間における「つなぎ支援策」

「臨時特例つなぎ資金貸付」(仮称)の創設

- ・公的給付等による支援を受けるまでの間、当面の生活に要する費用を、10万円を限度に貸し付ける。

ホームレス支援策の再構築について(案)

改善

①旅館・空き社員寮等の借り上げ方式による緊急一時宿泊事業の推進

・自治体が、地域の実情に応じて施設を設置できるよう、旅館・空き社員寮や簡易宿泊所等既存建築物を活用した緊急一時宿泊施設の設置を推進する。

改善

②緊急一時宿泊事業利用者に対する巡回相談事業の充実

・ホームレス自立支援員が、借り上げ方式の緊急一時宿泊事業を利用する者に対して行う巡回相談(生活相談、就職相談)について、相談体制を充実し、その自立を促進する。

住宅・生活支援等

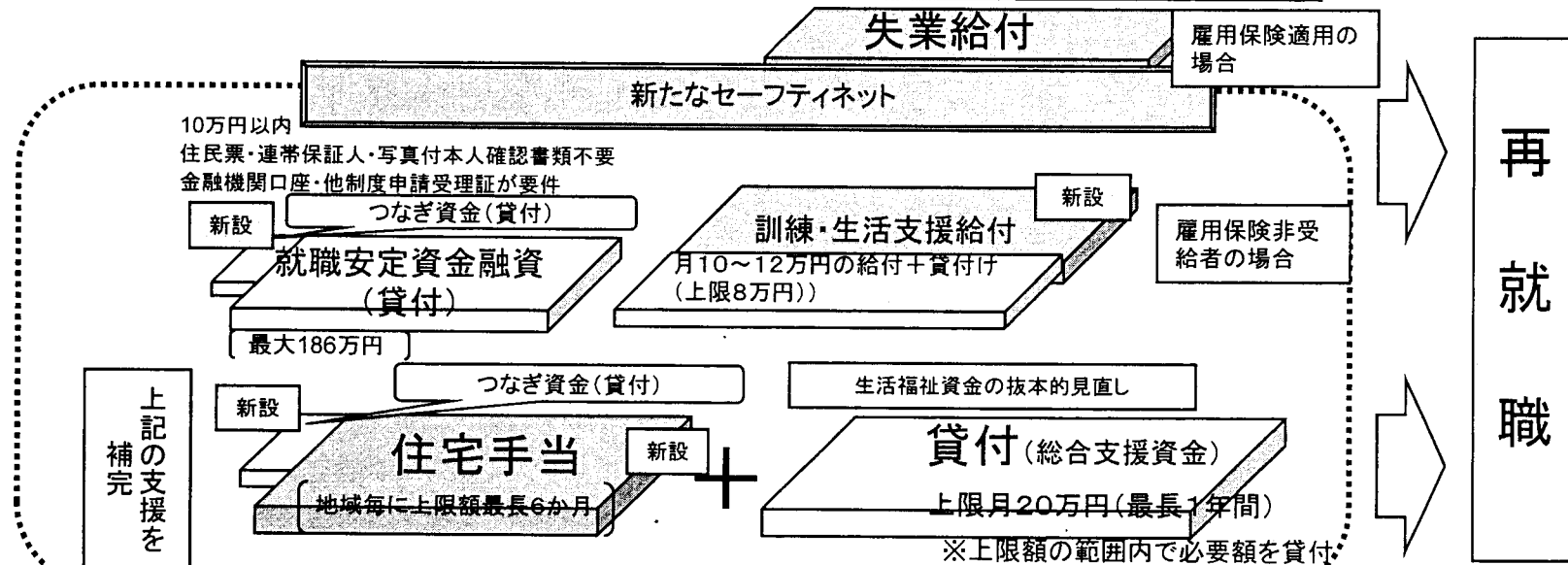
現状

○雇用情勢が急速に悪化する中で、雇い止めに伴い、住宅を喪失する非正規労働者が生じていることから、「生活防衛のための緊急対策」(平成20年12月19日)において、住宅の継続使用、住宅・生活支援の資金貸付、雇用促進住宅の活用等を行ってきたところ。

○住居の状況については、昨年10月から本年3月までに雇止めとなり、住居状況について確認できた方(99,159人)の中で、3,216人(3.2%)が住居を喪失している等、引き続き、住宅・生活の支援が必要な状況にある。

施策の概要

(1)雇用と住居を失った者に対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費の貸付け等



(2)ホームレス対策事業の拡充を図るため、既存建築物の借上げ方式による緊急一時宿泊施設の増設等を推進
自治体による旅館、空き社員寮等の借上げを支援 (10/10補助)

2 住宅手当緊急特別措置事業（案）の概要について

(1)趣旨

- 就職活動を行って就労するためには、住民票や金融機関の口座などが必要となる場合が多く、これらを揃えるためには安定した住居が必要であること、アパート等の家賃は毎月発生する固定的経費であること等から、離職者が就職活動を安心して行うことができるよう、住宅費について給付（住宅手当）を実施する。

(2)事業実施期間

- 当面、平成21年度の緊急措置（平成21年10月実施予定）
※当事業については、来年度の予算要求を検討中。

(3)事業実施主体

- 都道府県、指定都市、中核市、その他市区町村（町村は福祉事務所を設置している町村に限る。）

(4)支給対象者

- 2年以内に離職した者であって、就労能力と就労意欲のあるもののうち、次のいずれかに該当する者（離職前に主たる生計維持者であった者に限る。）
 - ①住居を喪失している者
 - ②住居を喪失するおそれのある者（(5)の収入要件と資産要件を満たす者で、アパート、公営住宅等を借りしているもの。）

(5)支給要件

①収入要件

- ・受給者は、原則収入なしであること。ただし、当該世帯に一時的な収入等があっても、一定額（単身世帯約100万円、複数世帯約200万円。検討中）を超えない場合は支給する。

②資産要件

- ・受給者は、預貯金が一定額（単身世帯約50万円、複数世帯約100万円。検討中）を超えないこと。

③就職活動要件

- ・ 受給者は、常用就職の意欲があり、常用就職に向けた就職活動を行っていること。
- ・ 支給期間中、受給者は、ハローワーク等の訪問、地方自治体の就労支援担当者との面談及び報告等を行うこと。

(6)支給期間 6月間

(7)支給額

地域ごとに上限額を設定（生活保護の住宅扶助特別基準額と準拠）

（住宅扶助特別基準額の例）

○単身者

1-1級地	53,700円（東京都）
2-1級地	42,000円（大阪府）
3-1級地	24,200円（鹿児島県）

○複数世帯

1-1級地	69,800円（東京都）
2-1級地	55,000円（大阪府）
3-1級地	31,500円（鹿児島県）

(8)就労支援員の配置

各実施主体に、事業の効果的な実施に必要な就労支援員を配置する。

(9)補正予算案の内容

（目）セーフティネット支援対策等事業費補助金

○給付費及び事務費（補助率：国10/10）

離職者への住宅手当等に係る支援の手続の大まかな流れ（案）

※ 職と住まいを失い、手持ちの金銭がない者の場合。

※ 現在、詳細な事務手続を検討中であり、今後変更することがありうる。

- ① ハローワーク（求職者総合支援センターを含む。）の訪問
 - ・ 就職等の相談
 - ・ 就職安定資金融資の利用の検討
 - ・ 訓練・生活支援給付の利用の検討（職業訓練の受講を検討する場合）



雇用保険の受給資格がなく、さらに就職安定資金融資や訓練・生活支援給付が実施されない場合

- ② 地方自治体の訪問
 - ・ 住宅手当の利用の検討
 - ※あわせて、都道府県社会福祉協議会による臨時特例つなぎ資金（仮称）貸付及び総合支援資金（仮称）融資の利用の検討
- ③ 地方自治体に住宅手当の申請
- ④ 都道府県社会福祉協議会（窓口は市町村社会福祉協議会）に臨時特例つなぎ資金貸付の申請。貸付実施。
- ⑤ 都道府県社会福祉協議会（窓口は市町村社会福祉協議会）に総合支援資金融資（住宅入居費及び生活支援費）の申請。住宅入居費の融資実施。
- ⑥ 不動産業者等と賃貸契約を締結
- ⑦ 住宅手当の支給開始
- ⑧ 生活支援費の融資開始
 - ↓
 - 就職活動（ハローワーク、地方自治体等による就職支援）